

最高裁秘書第1691号

令和4年6月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



慎

司法行政文書開示通知書

令和4年5月9日付け（同月11日受付、第040128号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成18年3月31日付け最高裁人給A第000335号人事局長通達「裁判所職員の退職手当の取扱いについて」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）

最高裁人給A第000335号

(人い-06)

平成18年3月31日

一部改正 平成18年人給A第000515号

一部改正 平成20年人給A第000018号

一部改正 平成22年人給A第000372号

一部改正 平成25年人給第487号

一部改正 平成26年人給第374号

一部改正 平成27年人給第158号

一部改正 令和2年人給第1466号

一部改正 令和3年人給第3588号

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 山崎敏充

裁判所職員の退職手当の取扱いについて（通達）

令和2年3月24日付け最高裁人給第1454号事務総長通達「裁判所職員の退職手当の取扱いについて」記3の定めに基づき、標記の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 国家公務員退職票及び国家公務員在職票に関する事務

失業者の退職手当支給規則（昭和50年総理府令第14号）で定められた国家

公務員退職票及び国家公務員在職票に関する事務は、所属庁が行う。

第2 研究等のための休職等に関する手続

1 研究等のための休職に関する手続

任命権者は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を研究等のための休職にし、又はその期間を更新しようとする場合において、当該職員の行う学術の調査、研究又は指導への従事が平成18年3月14日付け総人恩総第204号総務大臣通知「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）の施行後の退職手当の取扱いについて」記第1国家公務員退職手当法施行令第6条第2項関係1の(1)のイ及びロのいずれにも該当すると認められるときは、あらかじめ最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）に上申し、認証を受けるものとする。

2 自己啓発等休業に関する手続

任命権者は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の自己啓発等休業又はその期間の延長の請求を承認しようとする場合において、当該自己啓発等休業の期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものであるときは、あらかじめ人事局長に上申し、認証を受けるものとする。

第3 その他

- 特別の事情によりこの通達の定めによることができない場合又はこの通達の定めによることが著しく不適当であると認められる場合には、あらかじめ人事局長と協議の上、別段の取扱いをすることができる。
- 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2の規定による募集及び認定の実施に関し、必要な事項は、最高裁判所事務総局人事局総務課長が定める。

付 記

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

付 記（平成18年6月9日人給A第000515号）

この通達は、平成18年4月1日から適用する。

付 記（平成20年1月15日人給A第000018号）

この通達は、平成19年8月1日から適用する。

付 記（平成22年4月30日人給A第000372号）

この通達は、平成21年4月1日から適用する。

付 記（平成25年7月26日人給第487号）

この通達のうち、記1、記2、記5、記6、記8及び記10は平成25年7月26日から、記3、記4、記7及び記9は平成25年11月1日から実施する。

付 記（平成26年5月29日人給第374号）

この通達は、平成26年5月30日から実施する。

付 記（平成27年3月27日人給第158号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

付 記（令和2年3月24日人総第1466号）

1 この通達は、令和2年4月1日から実施し、同日以後の退職による退職手当について適用する。

2 令和元年7月19日付け最高裁人総第2273号人事局長通達「退職手当の取扱いの特例について」は、令和2年3月31日限り、廃止する。

付 記（令和3年8月26日人総第3588号）

この通達は、令和3年9月1日から実施する。